

## 損害保険のご契約への特別措置について

弊社では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受け保険料のお支払いが困難になるお客様のご契約について以下の特別措置を実施しております。

- ・対象種目

すべての任意保険（自賠責保険、引受の制限があるもの除きます）

- ・払込猶予期間

2020年9月30日まで延長とします。

なお、特別措置適用期間末までに、未払保険料は一括で払込いただくこととなります。

- ・特別措置の申出者の範囲

下記の範囲でご契約者以外（代理人）からのお申し出も対象とします。

- （1）ご契約者本人
- （2）配偶者
- （3）同居の親族
- （4）別居の2親等以内の親族

※今回の新型コロナウイルスの特別措置であり、従来の「代理人規定」を変更するものではありません。

### <お手続き方法について>

代理店または代理店の担当者にご連絡をいただき、払込の延長をしたいとお申し出ください。

（契約者本人以外の場合）

申出人の氏名・住所・電話番号・続柄・ご契約者の状況をお伝えください。

(有)保険工房ハヤシ

TEL 058-324-3406